

日 時 : 平成 25 年 7 月 3 日 (水)
午後 6 時 00 分 ~
場 所 : 川西市役所 4 階 庁議室

川西市個人情報保護審議会（第 52 回）

1 会長あいさつ

2 審議事項

諮問第 4.5 号

- (1) 国保データベース（KDB）システムの導入に伴う国民健康保険被保険者、介護保険被保険者、国民健康保険組合被保険者及び後期高齢者医療被保険者に係る個人情報の本人外収集について
- (2) 国保データベース（KDB）システムの導入に伴う国民健康保険被保険者及び介護保険被保険者に係る個人情報の目的外提供について

諮問第 4.6 号

医療保険と介護保険の給付調整に係るレセプト点検の実施に伴う国民健康保険被保険者、介護保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の個人情報の本人外収集について

3 その他

諮問第45号
平成25年6月26日

川西市個人情報保護審議会
会長 井上 典之 様

川西市長 大塩民生



個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

川西市個人情報保護条例第8条第3項第5号及び同条第4項並びに第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについて、別紙のとおり諮問します。

記

本人外収集及び目的外提供について

- (1)国保データベース（KDB）システムの導入に伴う国民健康保険被保険者、介護保険被保険者、国民健康保険組合被保険者及び後期高齢者医療被保険者に係る個人情報の本人外収集について
- (2)国保データベース（KDB）システムの導入に伴う国民健康保険被保険者及び介護保険被保険者に係る個人情報の目的外提供について

〔別紙〕 本人外収集及び目的外利用・提供について

番号	事務の内容	本人外収集する理由及び目的外利用・提供の目的	収集及び利用・提供する個人情報の内容	収集先及び利用・提供先	所管課	本人通知の有無	本人通知の有無	所管課	本人通知の有無	所管課
19	国保データベース(KDB)システムを活用した保健事業等の実施	国民健康保険や介護予防事業等では、個々の被保険者の健やかな暮らしの実現に資する、効果的かつ効率的なものが求められている。そこで、国民健康保険団体連合会において管理している「健診・保健指導」「医療」「介護」等の情報を集約し、データベース化することで、様々な角度から必要な医療費分析や必要な予防サービスを可能とし、必要な人に必要な予防病の予防対策の充実による、被保険者の健常及び将来的な社会保障の抑制につなげようとするものである。	国民健康保険被保険者に関する情報 国民健康保険被保険者に関する診療報酬明細書に関する情報 国民健康保険被保険者に関する特定健診・特定保健指導に関する情報 国民健康保険被保険者に関する診療報酬明細書に関する情報 国民健康保険被保険者に関する特定健診・特定保健指導に関する情報 後期高齢者医療被保険者に関する情報 後期高齢者医療被保険者に関する診療報酬明細書に関する情報 後期高齢者医療被保険者に関する特定健診・特定保健指導に関する情報	兵庫県国民健康保険団体連合会	長寿・介護保険課	通知しない (理由) 対象者が多数であり、個別に通知することができないため。	収集及び提供にあたっては、以下の条件を付する。 (1)収集及び提供した個人情報を、目的外に利用・提供しないこと。 (2)収集及び提供した個人情報は、漏えいのないよう厳重に管理すること。	兵庫県国民健康保険課	通知しない (理由) 対象者が多数であり、個別に通知することができないため。	国民健康保険課

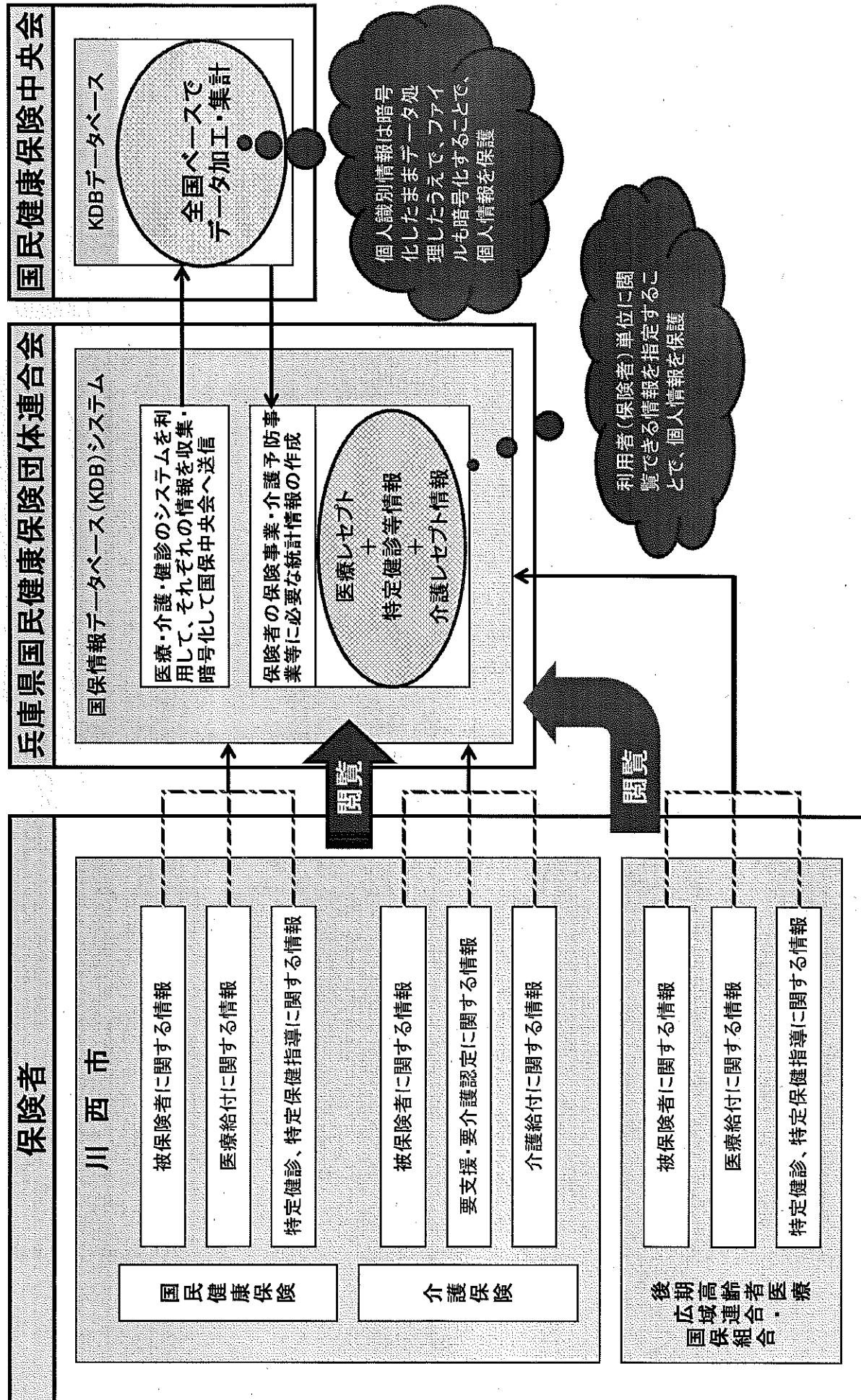
[別紙]

本人外収集及び目的外利用・提供について

番号	事務の内容	本人外収集する理由及び目的外利用・提供の目的	収集及び利用・提供する個人情報の内容	収集先及び利用・提供先	所管課	本人通知の有無	収集に対する措置及び提供先に対する措置
67	国保データベース(KDB)システムを活用した保健事業や介護予防事業等の実施	国民健康保険や介護保険の保険者が実施する保健事業や介護予防事業等では、個々の被保険者の健やかな暮らしの実現に資する、効果的かつ効率的なものが求められている。 そこで、国民健康保険団体連合会において管理している「健診・保健指導」「医療」「介護」等の情報を集約し、データベース化することで、様々な角度からの医療費分析や必要な予防サービスを提素する必要な人に生活習慣病の予防対策の充実により、被保険者の健康及び将来的な社会保障の抑制につなげようとするものである。	介護保険被保険者に関する情報 介護保険被保険者の介護給付費明細書に関する情報	兵庫県国民健康保険団体連合会	長寿・介護保険課	通知しない (理由) 対象者が多数で あり、個別に通知 することが現実的 でないため。	収集及び提供にあたっては、以下の条件を付する。 (1)収集及び提供した個人情報を、目的外に利用・提供しないこと。 (2)収集及び提供した個人情報は、漏えいのないよう厳重に管理すること。

国民健康保険
課国民健康保険被保険者に関する情報
診療報酬明細書に関する情報
特定健診・特定保健指導に関する情報

国保データベース(KDB)システムについて



国保情報データベース(KDB)システムに提供する個人情報

- 医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療広域連合、国保組合)
 - 被保険者に関する情報
 - 資格情報(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、個人番号など)
 - 加入期間(資格取得得日、資格喪失日など)
 - 診療報酬明細書に関する情報
- 診療年月
- 傷病名
- 診療内容
- 請求点数
- 決定点数
- 医療機関情報など

- 特定健診、特定保健指導に関する情報
 - ・特定健診の結果に関する情報
 - ・身長、定住、BMI、腹囲、血圧、血糖、脂質、HbA1c値など
 - ・特定保健指導の結果に関する情報
 - ・支援レベル、初回面接実施日、評価実施日など
 - ・健診機関、保健指導機関に関する情報

- 介護保険
 - 被保険者に関する情報
 - 資格情報(被保険者番号、氏名、生年月日、性別など)
 - 加入期間(資格取得得日、資格喪失日など)
 - 認定申請年月日、要介護状態区分、有効期間など
 - 介護給付費明細書に関する情報
 - サービス提供年月
 - 要介護(要支援)状態区分
 - 利用サービス内容
 - 単位数
 - 回数
 - サービス開始(中止)年月日
 - 介護サービス事業所
 - 居宅介護支援事業所など

国保データベースシステム活用のポイント

国保連合会が保有する「健診・保健指導」「医療」「介護」等の各種データを利活用し、必要な人に必要な予防サービスを提供できるシステムを開発することにより、生活習慣病の予防対策の充実により、国保や介護保険の安定的運営につなげることができます。

1 地域の状況を把握

- 特定健診の結果及び疾病別医療費等の分析により、生活習慣病の状況や、健康課題を明らかにできる
- 要介護状態区分と疾病との関係を把握する

4 効果を確認

- 疾病別医療費等経年データ分析により、保健事業の効果を判定できる
- 有病者や予備群等の改善の確認

地域における疾患予防のための取り組み(例)

2 重点課題の抽出

- 予防可能な問題となっている疾患有

3 重点課題への対策

- 選択された疾患有への重点的な保健事業の実施

4 効果を確認

- 対象者を選択し、保健指導を実施

事務連絡
平成25年6月25日

都道府県地域保健主管課（室）
都道府県介護保険主管部（局）
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

国保データベース（KDB）システムから提供される情報の活用について

現在、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）において、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の協力を得ながら開発を進めている国保データベース（KDB）システム（以下「KDBシステム」という。）では、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度における診療報酬明細書等並びに特定健康診査及び特定保健指導等に関する記録（以下「特定健診等記録」という。）や、介護保険制度における介護給付費明細書等の情報について、それぞれの情報を突合し加工するなどにより「統計情報」や「個人の健康に関するデータ」（以下「統計情報等」という。）を作成し、国民健康保険の保険者、介護保険の保険者、後期高齢者医療広域連合等が統計情報を閲覧できるようにするとともに、国民健康保険の保険者、介護保険の保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者」という。）が国保連合会との間で合意し委託した範囲内で、各保険者において、加入する被保険者に係る「個人の健康に関するデータ」を利用できるようにすることとしております。

保険者は、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条の健康増進事業実施者として、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成24年厚生労働省告示第430号）において、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で個人の健康情報の共有を図るなど、健康増進事業実施者間で連携を図り、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供することとされているほか、「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16

年厚生労働省告示第307号)、「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針」(平成18年厚生労働省告示第316号)において、市町村衛生部局や他の保険者と連携しながら、個々の被保険者の特性やニーズに応じた保健事業や介護予防事業を効率的かつ効果的に実施することとされています。

KDBシステムにより閲覧又は利用することができることとなる統計情報等は、保険者における、地域の健康課題の把握や疾病別医療費分析の充実等による被保険者等の特性に応じた効果的な保健事業の展開及び実施した事業の検証に資するものであるのみならず、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の衛生部局における保健事業の実施に当たっても有益な情報であるため、保険者におかれましては、部局間(衛生部局、医療保険担当部局、介護保険担当部局)の連携を密にするとともに、KDBシステムにより閲覧又は利用できることとなる各種統計情報等を積極的に活用し、保健事業や介護予防事業の更なる推進を図っていただきたいと考えております。

市町村及び後期高齢者医療広域連合における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する条例によることとなり、また、国保連合会及び国保中央会については、個人情報保護法(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に定める個人情報取扱事業者として同法の規定が適用されることとなります。国保連合会が保有する診療報酬明細書等及び特定健診等記録並びに介護保険制度における介護給付費明細書等の情報を、国保中央会において突合し加工するなどにより統計情報等を作成すること、あるいは、国保中央会において突合し加工された統計情報等を国保連合会から提供を受けた保険者が相互に活用することに関する個人情報保護の観点からの考え方については、下記のとおりと考えております。

上記の個人の健康に関するデータは被保険者等にとって極めて重要な個人情報であることから、下記についてご留意いただき、保険者において、個人情報の保護に関する条例等に基づき、情報の厳重な保護、管理に万全を期すよう周知、徹底をお願いいたします。

記

1 国保連合会が保有する診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護保険制度における介護給付費明細書等の情報を、国保中央会において突合し加工するなどにより統計情報等を作成することについて

(1) 国保連合会は、

- ・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第104条において、国民健康保険の市町村保険者が実施する保健事業等に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な援助を行うよ

う努めなければならないとされている

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 155 条において、後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業を行うこととされている
 - ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 176 条第 2 項第 4 号において、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うこととされている
- ところであり、国保連合会において統計情報等を作成することは、これらの規定に基づく事業であり、国保連合会は当該事業の実施を国保中央会に委託して行うことであること。

(2) 国保連合会が統計情報等の作成を国保中央会に委託して実施する場合において、

- ・ 国保連合会は、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付費明細書等における個人が特定できる情報（被保険者証記号番号、氏名、住所等）を暗号化した上で、国保中央会に送信することとしていること
- ・ 暗号を復号化するための暗号と個人が特定できる情報との対応表（以下「暗号鍵」という。）は国保連合会において厳重に保管されており、国保中央会は暗号鍵を保有しないこと

から、国保中央会が国保連合会から送信されて保有する情報は、個人情報保護法の個人情報に当たらないこと。

(3) 国保連合会及び国保連合会から委託を受けた国保中央会は、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者であり、同法の規定による個人情報保護義務が課されているとともに、内部規程により個人情報保護に係る責務を明らかにしていること。

2 国保中央会において突合し加工された統計情報等を国保連合会から保険者に提供することについて

(1) 国保連合会から委託を受けて国保中央会において突合し加工された情報のうち、全国統計データや保険者別統計データ、同規模保険者との比較統計データ等の一般的な統計処理や分析を行い加工された「統計情報」については、個人情報には当たらないこと。

このため、国保連合会において、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付費明細書等の情報を用いて統計情報を作成し提供するに当たっては、保険者の同意や個別の委託は必要でないこと。

(2) 国保連合会から委託を受けて国保中央会において突合し加工された情報のう

ち、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付費明細書等を突合し被保険者ごとに統合された「個人の健康に関する情報」については、暗号鍵を保有する国保連合会において、当該情報を復号化することが可能であり、個人情報に当たること。

このため、国保連合会における当該個人情報の保有及び保険者への提供に当たって、以下について留意が必要であること。

- ① 保険者において、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付費明細書等を活用し、被保険者の特性やニーズを把握するとともに、保険者間で連携し被保険者のニーズに応じた保健事業や介護予防事業を効率的かつ効果的に実施することは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に基づく保険者の事務（事業）であること。
- ② 国保中央会において突合し加工された情報のうち「個人の健康に関する情報」については、暗号鍵を保有する国保連合会において、当該情報を復号化することが可能であり、個人情報となることから、国保連合会は、国民健康保険の保険者、介護保険の保険者又は後期高齢者医療広域連合との間で合意し、委託を受けた場合に限り、その範囲内において、「個人の健康に関する情報」を保有し、保険者に提供すること。
保険者から国保連合会に委託がある場合において、国保連合会が、委託された範囲内で「個人の健康に関する情報」を保有し、保険者に提供することは、当該国保連にとって目的内の情報利用であり、個人情報保護法第16条の利用目的による制限に該当しない。また、個人情報保護法第23条第1項第4号の規定により、地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合に該当し、同条の第三者提供の制限には該当しない（被保険者又は受給者本人の同意は必要とされない）ため、同法上の問題は生じないこと。

諮詢 第 46 号

平成25年 6月26日

川西市個人情報保護審議会

会長 井上 典之 様

川西市長 大 塩 民 生



個人情報の取扱いに関する意見について（諮詢）

川西市個人情報保護条例第8条第3項第5号及び同条第4項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについて、別紙のとおり諮詢します。

記

本人外収集について

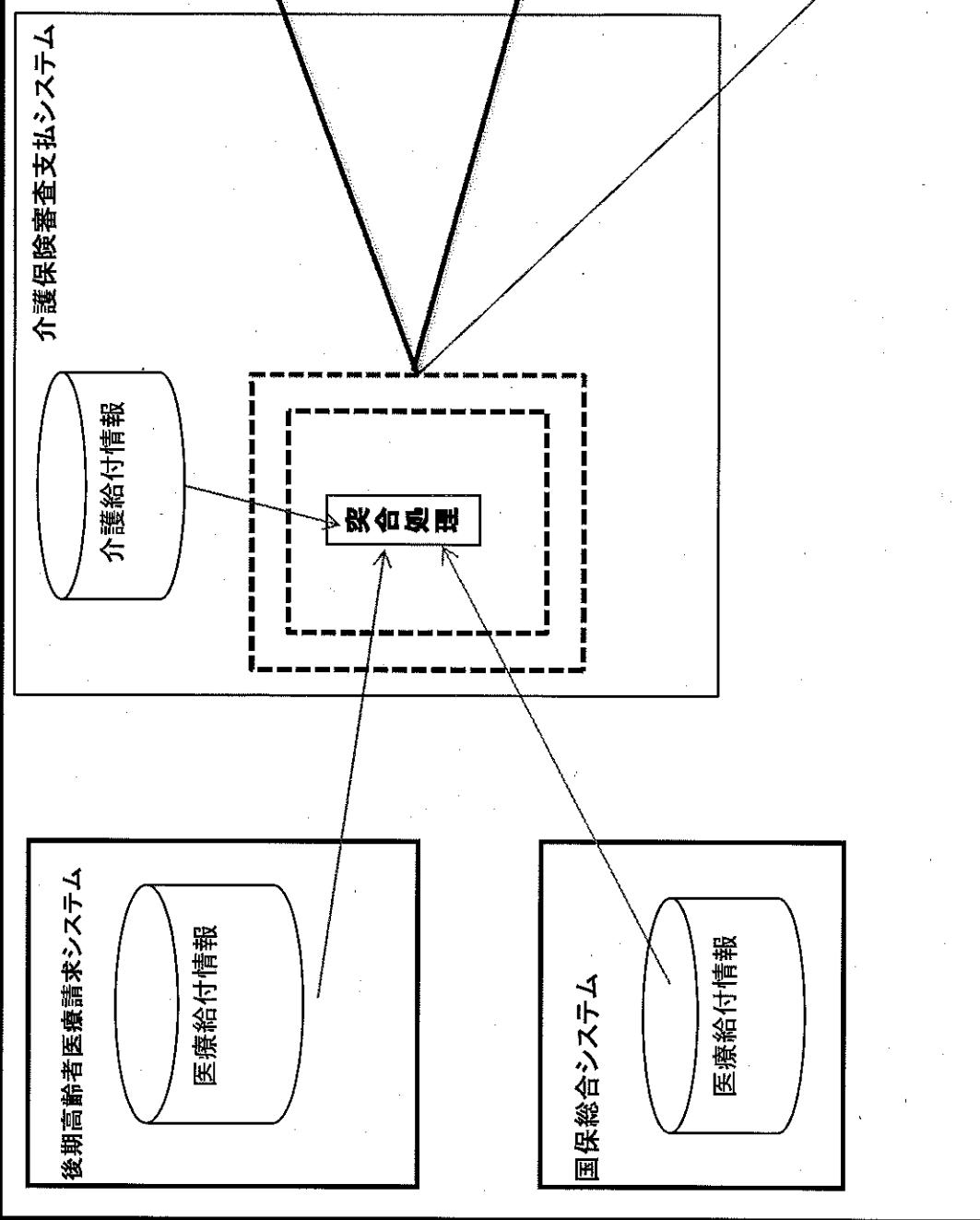
医療保険と介護保険の給付調整に係るレセプト点検の実施に伴う国民健康保険被保険者、介護保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の個人情報の本人外収集について

[別紙] 本人外収集について

番号	事務の内容	本人外収集する理由	収集する個人情報の内容	収集先	所管課	本人通知の有無	収集に対する措置
20 介護保険給付費審査支払事務	川西市では医療給付費・介護給付費の適正化を図る観点から、診療報酬明細書の審査業務を兵庫県・国民健康保険団体連合会に委託する。また、介護給付費明細書の審査業務を兵庫県が、厚生労働省からは、さらなる医療費適正化につながる取り組みとして、医療給付情報と介護給付情報の給付調整(突合点検)を実施し、点検の強化を図るよう指導されている。	国民健保明細書に関する情報 後期高齢者医療報酬明細書に関する情報	兵庫県国民健保明細書に関する情報 後期高齢者医療報酬明細書に関する情報	兵庫県国民健保明細書に関する情報 後期高齢者医療報酬明細書に関する情報	長寿・介護保険課 国民健保課	通知しない (理由) 対象者が多数で あり、個別に通知 することができ ないため。	収集にあたっては、 以下の条件を付する。 (1)収集した個人情報を 目的外に利用・提 供しないこと。 (2)収集した個人情報 は、漏えいのないよう 厳重に管理すること。

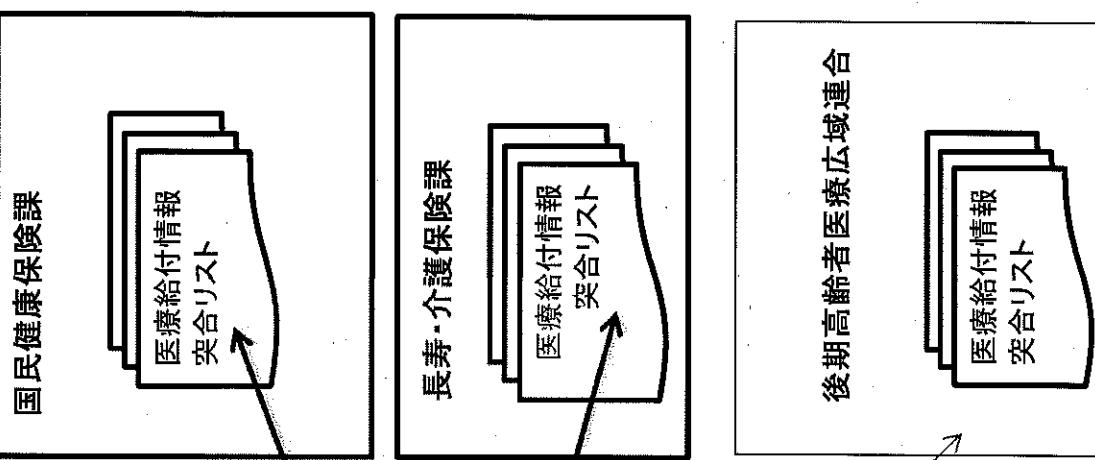
突合処理の概要図

国保連合会



調問第46号①

保険者(川西市)



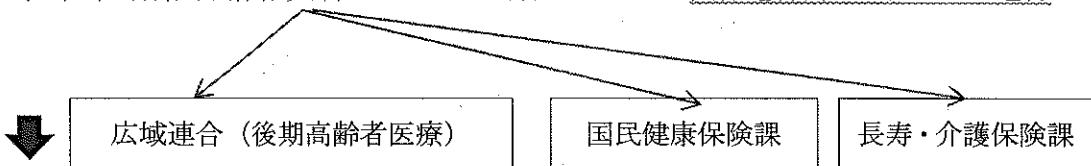
介護保険と医療保険の給付調整

1. 突合処理の概要

国保連合会介護給付費適正化システムにおいて、介護給付（介護保険）の給付実績及び受給者台帳と医療給付（診療報酬）の医療給付情報（電子レセプトのみ）を突き合わせた情報を医療給付情報リストとして情報提供を受け、疑義のある給付内容について、過誤申立てを行うことにより、適正な給付の確保をする。（別紙 概要図参照）

2. 突合リストの点検から過誤処理までの流れ

- （1）医療給付情報突合リスト ※毎月 25 日ごろ国保連合会からデーター送付



- （2）突合リストによる点検

※突合リストを活用した点検を行い、過誤調整が必要と思われる事例を抽出する。

- （3）事業者等への確認

- （4）過誤処理

3. 医療情報との突合処理の3つの視点

- (1) 「医療機関に入院中ではうけることのできない介護サービスを受けているのではないか？」の視点における給付実績の突合
- (2) 「医療と介護で同様のサービスを受けてないか？」の視点における給付実績と突合情報
- (3) 「要介護認定者が受けられることになっている医療サービスを受けていのではないか？」の視点における給付実績と突合情報

4. 介護保険と医療保険の突合処理事例

医療情報では、入院年月日が3月27日で、4月の診療日数が30日となっている。介護情報サービスで訪問介護の保険日数が9日間あり、重複請求の疑いがあるため、介護事業所及び医療機関に確認し、給付調整を行う。